



## 財務諸表4本化時代の簿記教育

和田 博 志

**概要** 本稿では、株主資本等変動計算書を「誘導法」により作成するための簿記教育システムを開発する必要性について述べている。まず、「誘導法」によりキャッシュ・フロー計算書を作成すべきであるという過去の議論を概観し、それを手がかりにして筆者が近畿大学において実践している授業での経験をもとに、株主資本等変動計算書への適用可能性を評価する。そして最後に、その際に生ずるであろう勘定理論上の問題点について触れている。

**Abstract** In this paper, I insist that we have need of developing teaching materials for bookkeeping in order to make Statement of Changes in Shareholders' Equity by a derivative method. Firstly, I survey past several studies to make Cash Flow Statement by a derivative method. Secondly, an its applicability to Statement of Changes in Shareholders' Equity is inquired, standing on my experience gained by a lecture on Cash Flow Statement I give now at Kinki University. Finally, I point out some possible problems on theory of accounts.

**キーワード** キャッシュ・フロー計算書, 株主資本等変動計算書, 親勘定, 代位勘定  
**原稿受理日** 2009年10月13日

## 1. 財務諸表4本化時代の到来

戦後、米国流の近代会計制度が導入されて以降、基本財務諸表といえは貸借対照表と損益計算書を指すという時代が長らく続いてきた。ところが、会計情報利用者の情報欲求が変化するに伴い、わが国においては2000年3月期から、キャッシュ・フロー計算書が制度化されることになり、「基本財務諸表3本化時代」が到来した。そしてさらに、2007年3月期からは、株主資本等変動計算書の作成も制度化され、いうなれば「基本財務諸表4本化時代」が到来したのである。

しかしながら、わが国における初学者用の簿記テキストにおいては、作成すべき財務諸表として貸借対照表と損益計算書しか載っておらず、キャッシュ・フロー計算書と株主資本等変動計算書が現れるのは、上級（日商簿記検定でいえば1級の範囲）に進んでからである。そのため、はじめて簿記を学んだ学生の多くは、財務諸表といえは貸借対照表と損益計算書しか存在せず、また簿記の基本要素といえは資産・負債・純資産・収益・費用だけしかありえないという固定観念をもってしまう可能性が高い。このような固定観念をもってしまうと、キャッシュ・フロー計算書と株主資本等変動計算書が会計帳簿とどのような関係にあり、在来の財務諸表である貸借対照表および損益計算書とどのように連携しているのかといった問題について考えを巡らせる機会がなくなってしまう、さらにいえば本稿で検討するようなキャッシュ・フロー計算書と株主資本等変動計算書を「誘導法」で作成しようという発想自体が生まれてこない恐れがある。

そこで本稿では、すでに何人かの論者<sup>(1)</sup>によって提案されている「現金預金勘定を細分化してキャッシュ・フロー諸勘定を開設し、誘導法により直接法のキャッシュ・フロー計算書を作成する方法」を取り上げ、その「株主資本等変動計算書」への適用可能性について考察する。そして、筆者が近畿大学で担当している授業（会計学演習A・B）において実践した経験をもとにして、上記の考え方に沿った簿記教育教材を作成する意義について簡単に触れ、その際に生じる勘定理論上の問題点について指摘することにしたい。

---

(1) 代表的な研究として、染谷 [1960]；杉本 [1991]；杉本・洪 [1995]；佐藤・佐藤 [2000]；上野 [2001]，[2002]；岸川 [2002] などをあげることができる。

## 2. わが国におけるキャッシュ・フロー計算書の一般的作成方法

まず、資格試験等で出題されている一般的なキャッシュ・フロー計算書の作成方法について確認しておくことにしたい。以下の表1は、2007年8月に実施された公認会計士試験（論文式・会計学）における出題例（一部省略）である。

表1 公認会計士試験における出題例

**問1** A社に係る次の〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕にもとづいて、下記の設問(1)～(3)に答えなさい。

〔資料Ⅰ〕期首残高試算表と決算整理前残高試算表

残 高 試 算 表

(単位：千円)

借方科目	期首残高	整理前残高	貸方科目	期首残高	整理前残高
現金預金	8,250	34,200	買掛金	85,050	41,550
売掛金	229,200	267,750	短期借入金	125,000	169,500
繰越商品	219,900	219,900	未払費用	3,000	
未収金		30,000	貸倒引当金	6,300	6,300
仮払法人税等		21,000	減価償却累計額	225,000	165,000
固定資産	450,000	350,000	未払法人税等	25,000	
仕入		583,500	資本金	270,000	270,000
販売費		37,500	資本剰余金	75,000	75,000
一般管理費		97,500	利益剰余金	93,000	87,000
貸倒損失		4,500	売 上		853,500
固定資産売却損		10,000			
支払利息		12,000			
合 計	907,350	1,667,850	合 計	907,350	1,667,850

〔資料Ⅱ〕決算整理事項

- ① 商品の期末帳簿価額（原価）は252,750千円であり、期末の正味売却価額は249,750千円である（低価基準）。
- ② 減価償却費を30,000千円（税務上の損金算入限度額は、25,000千円）計上する。
- ③ 貸倒引当金を7,500千円に設定する（差額補充法）。
- ④ 販売費の前払額が2,250千円あった。
- ⑤ 法人税等の法定実効税率は40%である。

設 問

- (1) 答案用紙に示した当期のキャッシュ・フロー計算書を間接法により完成させなさい。答案用紙の空欄のうち不要なものは余白のまま残すこと。なお、資金の減少を意味する項目については、その金額に－（マイナス）の符号を付すこと。また、利息の支払額は営業活動によるキャッシュ・フローに含め、短期借入金に係るキャッシュ・フローについては純額で表示すること。
- (2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法については、直接法と間接法の選択適用が認められている。これら2つの方法のそれぞれの長所とその選択適用が認められる理由を述べなさい。
- (3) 利息の支払額の表示区分については、営業活動によるキャッシュ・フローに含めない方法がある。その方法を明示した上で、基礎にある考え方を述べなさい。

この試験問題について、次の二つの特徴を指摘することができる。第一に、キャッシュ・フロー計算書を作成するための資料として、資産・負債・純資産の各勘定について期首残高と整理前残高が与えられ、収益・費用の各勘定について整理前残高が与えられているという点である。この試験問題においては決算整理事項も示されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成するための資料として、実質的には比較貸借対照表と損益計算書が与えられているということになる（以下、このような作成方法を佐藤・佐藤 [2000] に倣い「調整計算法」という）。そして第二に、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法について、「間接法」によるキャッシュ・フロー計算書の作成が求められている点である。そこで以下では、「作成方法」に関する論点と「表示方法」に関する論点とに分けて、議論を展開していくことにしたい。

#### (1) 「作成方法」に関する問題点

1998年3月に企業会計審議会より公表された『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』（以下、『意見書』という）では、キャッシュ・フロー計算書を「財務諸表の一つとして位置づけることが適当である」（二）とされている。これにより、キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表および損益計算書と並ぶ第三の基本財務表として位置づけられることになった。

しかしながら、キャッシュ・フロー計算書が基本財務表の一つとして位置づけられた理由は、『意見書』では明らかにされていない。そのため佐藤・佐藤 [2000] は、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表の一つとして位置づける論拠を探究すべく、在来の財務諸表である貸借対照表および損益計算書が有する特徴を考察することを通じて、基本財務表に求められる必須要件を次のように整理している（p. 16）。

- (1) 他の財務表には示されていない新たな会計情報を開示する。
- (2) 会計上のデータベースから直接的にデータを抽出し編集することにより作成される。

そのうえで、佐藤・佐藤 [2000] は、「調整計算法」により作成された「間接法」のキャッシュ・フロー計算書が基本財務表たりうるか否かについて検討している。

彼らの考え方によると、キャッシュ・フロー計算書が基本財務表の一つとして位置づけられるためには、上記二つの要件を満たす必要があることになる。しかしながら、先に例示した試験問題のように、「調整計算法」により作成された「間接法」のキャッシュ・フ

ロー計算書が、上記(2)の要件を満たしていないことは明らかである。

そして、そのことは同時に上記(1)の要件も満たしていないということになる。なぜなら、「もしも、財務表Aが財務表Bに示されている会計情報をデータとして編集されたものであるとするならば、財務表Aに示される情報は財務表Bの内容を超えるものとはならない。財務表Aは財務表Bの情報を編集し直したものにすぎないものとなるからである」（佐藤・佐藤 [2000], pp. 15-16）。換言すれば、「調整計算法」で作成された「間接法」のキャッシュ・フロー計算書は、「在来の財務諸表に示されている会計情報の再編集情報」（佐藤・佐藤 [2000], p. 56）にすぎないのである。

そこで佐藤・佐藤 [2000] においては、キャッシュ・フロー計算書が上記(1)および(2)の要件を満たし、基本財務表の一つとして位置づけられるためには、会計上のデータベースから直接的にデータを抽出し編集することにより、「直接法」のキャッシュ・フロー計算書が作成されなければならないとの主張がなされることになる<sup>(2)</sup>。筆者も本稿においてこの立場を採用する。

## (2) 「間接法」が選好される理由

『意見書』においては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法として、「直接法」と「間接法」の選択適用が認められており、どちらの方法を採用するかは企業の判断に任されている（三， 4）。以下の表2に、平成21年改正前財務諸表等規則に掲げられていた「直接法」と「間接法」の違いを示す。

表2をみれば明らかなように、「直接法」とは営業活動に伴って発生したキャッシュ・フローを項目ごとに収入と支出に分け、それぞれを総額表示して直接的に営業活動によるキャッシュ・フローを算定する方法である。それに対し、「間接法」とは税金等調整前当期純利益に様々な調整計算を施し、間接的に営業活動によるキャッシュ・フローを算定する方法である。

それぞれの方法の長所と短所をまとめると次の通りである。すなわち、「直接法は営業活動によるキャッシュ・フローを総額で表示するところにその利点があるが、コストがかかることにその欠点があるということが出来る。そして、間接法は純利益と営業活動によ

---

(2) ただし佐藤・佐藤 [2000] は、「間接法という営業キャッシュ・フロー情報の表示方法が調整計算法という作成方法と結びつきうるのと同様に、直接法という表示方法もまた調整計算法と結びつきうる」（p. 60）ことも指摘している。「直接法」の作成方法として、一般的なテキストで紹介されているのもこの方法である。

表2 直接法と間接法

【直接法によるキャッシュ・フロー計算書】

区 分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日)
		金額 (円)	金額 (円)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
営業収入		×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出		-×××	-×××
人件費の支出		-×××	-×××
その他の営業支出		-×××	-×××
小 計		×××	×××
利息及び配当金の受取額		×××	×××
利息の支払額		-×××	-×××
損害賠償金の支払額		-×××	-×××
……………		×××	×××
法人税等の支払額		-×××	-×××
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		-×××	-×××
有価証券の売却による収入		×××	×××
有形固定資産の取得による支出		-×××	-×××
有形固定資産の売却による収入		×××	×××
投資有価証券の取得による支出		-×××	-×××
投資有価証券の売却による収入		×××	×××
貸付けによる支出		-×××	-×××
貸付金の回収による収入		×××	×××
……………		×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入れによる収入		×××	×××
短期借入金の返済による支出		-×××	-×××
長期借入れによる収入		×××	×××
長期借入金の返済による支出		-×××	-×××
社債の発行による収入		×××	×××
社債の償還による支出		-×××	-×××
株式の発行による収入		×××	×××
自己株式の取得による支出		-×××	-×××
配当金の支払額		-×××	-×××
……………		×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		×××	×××
<b>V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>		×××	×××
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>		×××	×××
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>		×××	×××

【間接法によるキャッシュ・フロー計算書】

区 分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日)
		金額 (円)	金額 (円)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		×××	×××
減価償却費		×××	×××
減損損失		×××	×××
貸倒引当金の増加額		×××	×××
受取利息及び受取配当金		-×××	-×××
支払利息		×××	×××
為替差損		×××	×××
有形固定資産売却益		-×××	-×××
損害賠償損失		×××	×××
売上債権の増加額		-×××	-×××
たな卸資産の減少額		×××	×××
仕入債務の減少額		-×××	-×××
……………		×××	×××
小 計		×××	×××
利息及び配当金の受取額		×××	×××
利息の支払額		-×××	-×××
損害賠償金の支払額		-×××	-×××
……………		×××	×××
法人税等の支払額		-×××	-×××
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		-×××	-×××
有価証券の売却による収入		×××	×××
有形固定資産の取得による支出		-×××	-×××
有形固定資産の売却による収入		×××	×××
投資有価証券の取得による支出		-×××	-×××
投資有価証券の売却による収入		×××	×××
貸付けによる支出		-×××	-×××
貸付金の回収による収入		×××	×××
……………		×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入れによる収入		×××	×××
短期借入金の返済による支出		-×××	-×××
長期借入れによる収入		×××	×××
長期借入金の返済による支出		-×××	-×××
社債の発行による収入		×××	×××
社債の償還による支出		-×××	-×××
株式の発行による収入		×××	×××
自己株式の取得による支出		-×××	-×××
配当金の支払額		-×××	-×××
……………		×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		×××	×××
<b>V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>		×××	×××
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>		×××	×××
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>		×××	×××

るキャッシュ・フローとの関係を明示するところにその利点があるが、営業活動によるキャッシュ・フローを総額で表示しないところにその欠点があるといえることができる」(上野[2001], p. 152)。

このように、それぞれの方法には長所と短所があるにもかかわらず、実務上は「間接法」によるキャッシュ・フロー計算書の作成が圧倒的に受け入れられているようである(佐藤[2008], p. 87)。その理由については、「直接法により表示するためには、親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意する必要

があり、実務上手数を要すると考えられる」（第三、4）と『意見書』で述べられていることから、ある程度うかがい知ることができる。要するに、「直接法」によるキャッシュ・フロー計算書は、作成にコストと手間がかかることから敬遠されているのである。

しかしながら、本当に「直接法」によるキャッシュ・フロー計算書の作成には、看過しえないほどコストと手間がかかるものなのだろうか。この点について、杉本・洪 [1995] は、「キャッシュフロー計算書を作成しかつ開示する場合に誘導法および直接法によることは、決して経常的に大きなコストがかかることではない。したがって、直接法によるキャッシュフロー計算書の制度化を躊躇ないし忌避する理由は現実にはほとんどない」（p. 170）と結論づけている<sup>3)</sup>。

その根拠として、杉本・洪 [1995] は、「在来のデータベースとしての会計帳簿のなかにも総額法によって表示された歴史的キャッシュフローに関する情報の基礎となりうる勘定記録が間違いなく温存されてきた」（p. 172）という事実をあげている。いうまでもなく、その基礎となりうる勘定記録とは現金預金勘定であるが、「在来の測定方法では、現金預金勘定においてもその相手勘定においても、歴史的キャッシュフローに関する勘定記録をとくに区別して記入するようなことはしてこなかったので、各勘定の摘要欄において相手勘定名を記入するという記帳法を採用しないかぎり、この記録だけを取り出すことは必ずしも容易ではなかった」（p. 173、脚注を省略）のである。

したがって、キャッシュ・フロー計算書を通常の複式簿記システムに則って作成するためには、「現在用いられている現金預金勘定を、仕訳における相手勘定科目をも指示するものとして設定し直してキャッシュ・フロー諸勘定を構築する必要がある。このことは、仕訳における相手勘定科目との対応関係が明らかになるように現金預金勘定を細分化し、それぞれを独立した勘定とすることを意味する」（佐藤・佐藤 [2000], p. 39）。それにより、キャッシュ・フロー計算書を「貸借対照表および損益計算書から派生的に作成するのではなく、通常の複式簿記システムに則って作成する」（上野 [2001], p. 207）こと、換言すればキャッシュ・フロー計算書を「誘導法」によって作成することが可能になるのである。

以上の考察から、キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表および損益計算書と並ぶ基本

(3) 鎌田教授も、「直接法」と「間接法」が採用される論拠を検討したうえで、「わが国の連結キャッシュ・フロー計算書における CFO〔営業活動によるキャッシュ・フローを指す一筆者〕の表示方法として、直接法だけを認めるべきであり、直接法と間接法との選択適用を認めるような基準は適切ではない」（鎌田 [2006], pp. 137-138）と結論づけている。

財務表の一つとして位置づけられるためには、それが「誘導法」によって作成され、表示方法としては「直接法」が選択される必要がある。そして、その作成にあたっては、現金預金勘定を細分化してキャッシュ・フロー諸勘定を帳簿上に開設しなければならない。

こうした現金預金勘定細分化の考え方は重要であるにもかかわらず、一般的な簿記のテキストにおいてはほとんど取り上げられていない。それゆえ、筆者担当の会計学演習A・Bにおいては、「直接法のキャッシュ・フロー計算書を誘導法で作成する方法を考える」をテーマとして提示し授業を展開している。次節では、まだ1年半ほどの短い期間ではあるが、筆者が会計学演習A・Bにおいて実践した経験にもとづきながら、学生が上記方法についてのどの程度の理解度を示し、どのような箇所で躓く傾向があるのかを明らかにしてみたい。

### 3. 会計学演習における実践例

#### (1) 授業概要

会計学演習A（前期2単位）および会計学演習B（後期2単位）は、近畿大学経営学部会計学科の2年生を対象に開講されている専門基幹科目である（以下、両科目をまとめて「会計学演習」という）。また、会計学科の固有科目（他学科の学生は履修できない）であり、学生は2年次にしか履修することができない。さらにいえば、必修科目ではないので、単位を修得できなかったとしても卒業に支障はない。

会計学科の学生の大部分は、1年次に「初級簿記」「中級簿記」「会計学基礎論」といった専門基礎科目を履修しているので、日商簿記検定3級レベルの基礎的な簿記の知識は身につけている。こうしたレベルにある学生を10人ほどのグループに分け、会計学科の専任教員が1セット7回の授業を4グループに対しておこなっている。つまり、学生は会計学演習を1年間履修することにより、計4人の専任教員から授業を受けることができる。

#### (2) 「調整計算法」によるキャッシュ・フロー計算書の作成

筆者担当の会計学演習では、最初にキャッシュ・フロー計算書のひな型を示したうえで、「調整計算法」によって「直接法」によるキャッシュ・フロー計算書と「間接法」によるキャッシュ・フロー計算書をそれぞれ作成してもらう。その後、作成者の視点に立ったとして、「直接法」のキャッシュ・フロー計算書と「間接法」のキャッシュ・フロー計算書ではどちらが作成しやすいかと尋ねると、その質問には「間接法」と答える学生が圧倒的



に多い。その理由は、「比較貸借対照表と損益計算書に計上されている数字をそのまま使うことができるから」という点にあるようである。はじめてキャッシュ・フロー計算書に触れることになる学生の多くも、「間接法のほうが作りやすい」という学界・実務界における常識的な考え方と同様な印象をもつようである。

そこで次に、利用者の視点に立ってもらい、どちらのキャッシュ・フロー計算書が読みやすいかと尋ねると、今度は逆に多くの学生が「直接法」と答える。その理由は、「収入と支出を表示することによって現金収支額を計算する過程が分かりやすいから」という点にある。このように、情報の分かりやすさという点では、「直接法」に軍配が上がることになる。

### (3) 貸借対照表しか無い世界

学生に「直接法のキャッシュ・フロー計算書を誘導法で作成する方法」を考えてもらうにあたり、まずは貸借対照表しか存在しない世界を仮定してもらう。そのうえで、収益・費用勘定を用いることなく一連の取引を仕訳し、期末貸借対照表を作成するという問題を解答してもらうことにしている<sup>(4)</sup>。

商品売買取引を3分法で記帳する方法を知ってしまった学生にとって、「収益・費用勘定使用禁止」の制約はかなり厳しいものようである。解答をしてもらう直前にも、仕入や売上といった勘定科目は使用できない旨を伝えてはいるが、ほとんどの学生は筆者の指示を聞き漏らしているのか、単に無視しているだけなのか定かではないが、仕入取引は仕入勘定を用いて、販売取引は売上勘定を用いて仕訳をおこなってしまう。なかには、分記法を手がかりとして、商品勘定を用いて仕訳をおこなう学生もいるが、決算整理の段階で行き詰まってしまい正確な期末貸借対照表の作成には至らない。

授業では、収益・費用勘定を用いるべき取引では、それらに代わり資本金勘定を用いて仕訳をするように指導している<sup>(5)</sup>。だが、なぜ資本金勘定を用いることが可能なのか、説明なしに理解できる学生は少数派である。1年次の簿記の授業において、「収益とは資本（純資産）を増加させる原因であり、費用とは資本（純資産）を減少させる原因である」（cf. 渡部他 [2009], pp. 7-8）ということを学んでいるにもかかわらず、その考え方を応

(4) 上野教授の言葉を借りれば、このような会計システムは「原初的会計システム」ということになる（上野 [2001], p. 213）。また、作問にあたっては、上野 [2001] の第7章を参考にしている。

(5) 上野教授の「原初的会計システム」においては、資本金勘定に代わり、利益剰余金勘定を用いて仕訳がおこなわれている（上野 [2001], pp. 221-225）。

用して損益取引の仕訳に資本金勘定を用いるという発想はなかなか出てこないようである。

#### (4) 損益計算書の誕生

続いて、貸借対照表から損益計算書が分離・生成するプロセスを体験してもらうための問題を解答してもらうことになる。最初に前回の授業で解答してもらった「原初の会計システム」の問題を参照して「Tフォームの資本金勘定」を作成してもらい、そのうえで前回と同じ取引を収益・費用勘定を用いて仕訳し、期末貸借対照表と損益計算書を作成してもらうことになる。

この回は、学生が普段から慣れ親しんでいる期末貸借対照表と損益計算書を作成する簿記の問題を解答してもらうことになるので、多くの学生が特に問題なく正確に期末貸借対照表と損益計算書を作成する。そのうえで、授業開始時に作成した「Tフォームの資本金勘定」と損益計算書を比較してもらい、損益計算書を作成するためのデータがすべて「Tフォームの資本金勘定」の内部にそろっていることを確認する。そして最後に、収益・費用勘定が資本金勘定から分離・生成した理由を説明することになる。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書の誕生

前回、前々回の授業で用いたのと同じ取引で、期末貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の三つを同時に作成する問題を解答してもらうのが次の段階である。そのためには、資本金勘定から収益・費用勘定が分離・生成したという考え方を応用し、現金預金勘定から新たに収入・支出勘定を分離・生成させなければならない。解答にあたっては、そのようにして分離・生成させた勘定科目を用いて仕訳をおこなう必要があるのだが、学生は「新しい勘定科目を作る」という作業にかなりの抵抗を感じているように見える。

収入・支出勘定の具体例として、「〇〇収入」や「△△支出」といったものを板書するが、学生は「〇〇」や「△△」の部分に入るべき言葉がなかなか思いつかない。筆者も、「正解があるわけではないのだから好きな言葉を使って勘定科目を作れば良い」という指示を出してはいるのだが、勘定科目は「問題内で与えられるものであり暗記するものである」という固定観念をもってしまうと、新しい勘定科目を作るという発想自体が生まれにくくなってしまうようである。

#### (6) 10桁精算表の作成

最後に、授業のまとめということで、今までとは異なる取引例を用いて期中取引の仕訳

をおこない、期末貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書が一つの表になった10桁精算表<sup>(6)</sup>を作成する問題を解答してもらうことになる。使用すべき勘定科目は配布した10桁精算表に書かれてあるので、期中取引についてはほとんどの学生が正しく仕訳をおこなう。

しかしながら、現金預金勘定から生成した「〇〇収入」や「△△支出」といった勘定科目を本体である現金預金勘定へと戻す振替仕訳まで完璧にできる学生はごくわずかである。このことは、収益・費用の諸勘定を集合損益勘定に振り替えるという作業が何を意味しているのかを本当の意味で理解している学生が少ないことを物語っている。

#### (7) 小 括

会計学演習において上記授業を実践することにより筆者が感じたことは、現金預金勘定を細分化して新しいキャッシュ・フロー諸勘定を開設するという多くの学生にとっては馴染みのない問題でも、期中の取引例を初歩的なものに限定することにより、「少し背伸びをすれば手が届くレベル」の問題になるということである。それゆえ、この考え方を「株主資本等変動計算書」の作成にも適用し、それを「誘導法」で作成する方法を学ぶための簿記教育システムを構築することは十分に意義のあることである。そこで次節では、その場合に生じることになる勘定理論上の問題点について触れておくことにする。

### 4. 「株主資本等変動計算書」への適用可能性

では、現金預金勘定を細分化して開設されるキャッシュ・フロー諸勘定とは、どのような性質をもった勘定として位置づけることができるのだろうか。杉本・洪 [1995] は、キャッシュ・フロー諸勘定を「在来の現金預金勘定を親勘定すなわち本来の勘定とする代位勘定群」(p. 174) と位置づけ、これを次のように説明している。

「具体的にいえば、親勘定としての現金預金勘定の借方を分離独立させた代位勘定としては、『現金売上』、『掛回収』、『手形割引』、『手形回収』、『その他現金預金収入』、などの名称を付した諸勘定を必要に応じて任意の数だけ開設することができる。これに対して、同勘定の貸方を分離独立させた代位勘定としては、『現金仕入』、『掛仕入』、

---

(6) 10桁精算表については、岸川 [2002] からアイデアを得ている。

『手形支払』、『その他現金預金支出』、などの名称を付した諸勘定を必要に応じて任意の数だけ開設することができる。」(p. 174)

ここで、「親勘定」と「代位勘定」について補足的に説明しておく必要がある。これらの勘定は決して新奇なものではなく、すでに「期間損益計算」という部面において長年にわたり使用され続けてきたものである。すなわち、「収益ないし利益に属する諸勘定(R)および費用ないし損失に属する諸勘定(E)」という数多くの名目勘定は、いずれも、いわば『当期利潤勘定』の『代位勘定』として会計期間中に暫定的に設定されたもの」(杉本 [1991], p. 116)なのである。

このような形で「代位勘定」が開設された理由は、企業会計において「期間損益計算」という部面が「企業内外の会計情報利用者によって重要視されるようになったから」(杉本 [1991], p. 122)である。そして時代が進み、「キャッシュ・フロー計算」という部面が企業内外の会計情報利用者によって重要視されるようになったからこそ、キャッシュ・フロー計算書が第三の基本財務表として制度化されることになったのである。

しかしながら、キャッシュ・フロー計算書の制度化はなされたものの、「キャッシュ・フロー計算」という部面において、「まず『集合キャッシュフロー勘定』とでも称しうるような集計用の特別の勘定を開設して、その借方にはキャッシュフロー計算書関連の借方の代位勘定から総額法によって表示された歴史的キャッシュインフローに関する勘定記録を、また、その貸方には貸方の代位勘定から総額法によって表示された歴史的キャッシュアウトフローに関する勘定記録を、それぞれ振り替える」(杉本・洪 [1995], p. 177)といたった会計処理が可能となるような勘定体系が構築されるまでには至っていない。このような勘定体系にもとづく会計処理は、「在来の会計測定方法に若干の改良を施しておきさえすれば、零細な企業においてもさほどのコストをかけることなく実行しうる」(杉本・洪 [1995], p. 178)と思われる。

さらに2007年3月期からは、「株主資本等変動計算書」が新たな財務表として作成されることになった。その理由は、企業会計における「貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告する」(企業会計基準委員会 [2005], 1)という部面が、企業内外の会計情報利用者によって重要視されるようになったからであると考えられる。つまり、「株主資本等変動計算書」の制度化には、キャッシュ・フロー計算書の制度化と同じ論理が働いているものと推察される。とすると、「株主資本等変動計算書」に対しても、本節で取り上げた

「親勘定」と「代位勘定」の関係を適用することが可能になるはずである。

ここでは、資本金を例として取り上げ、純資産項目における「親勘定」とその増減を記録するための「代位勘定」がどのような関係にあるかを考えてみたい。資本金の増加を記録するための「代位勘定」としては、「株式発行による増資」勘定や「資本準備金から組み入れ」勘定を考えることができる。一方、資本金の減少を記録するための「代位勘定」としては、「欠損填補のための減資」勘定や「資本準備金へ組み入れ」勘定を考えることができる。

上記勘定を「代位勘定」として開設することにより、資本金の増減が当該勘定の貸方および借方に直接記録されるのではなく、その増減原因を明確に示した諸勘定に記録されることになる。そして、こうした勘定記録にもとづいて、「株主資本等変動計算書」を「誘導法」により作成することが可能となる。資本金以外の大部分の純資産項目についても、こうした論理を適用することができる。

以下の表3に、平成21年改正前財務諸表等規則に掲げられていた「株主資本等変動計算書」のひな型を示す。これをみれば明らかなように、先に述べた「株式発行による増資」などの「代位勘定」はタテの列に現れることになる。

表3 株主資本等変動計算書のひな型

	株主資本										評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金								利益剰余 金合計		
					×× 積立金	繰越利益 剰余金										
平成 年 月 日 株高 (円)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	-×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××	-×××	-×××	-×××								-×××
当期純利益						×××	×××			×××						×××
自己株式の処分								×××	×××							×××
.....																
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											×××		×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額 合計（円）	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××
平成 年 月 日 株高 (円)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	-×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××

しかしながら、現行の「株主資本等変動計算書」には、一つだけ他と性質を異にする項目が掲載されている。それはヨコの行に現れる「繰越利益剰余金」である。以下では、その理由について述べていくことにしたい。

「繰越利益剰余金」を減少させる原因としては、「株主への配当の支払い」や「利益準備

金への組み入れ」などが主なものとしてあげられる。そのため、「繰越利益剰余金」の減少についてはその原因ごとに「代位勘定」を開設し、それらの「代位勘定」に直接減少額を記録することができ、この記録にもとづいて「株主資本等変動計算書」を「誘導法」により作成することができる。

それに対して、「繰越利益剰余金」の増加原因となる「当期純利益からの振替」については、その減少の場合と同等に考えることはできない。なぜなら、「繰越利益剰余金」へと振り替えられることになる当期純利益の額は、配当支払額や利益準備金への組み入れ額が所与であるのとは違い、集合損益勘定上で複数の収益・費用項目を集計したうえで算定されることになるものだからである。このことは、純資産の各項目の増減が記録される「代位勘定」が並ぶ「株主資本等変動計算書」のタテの列の中に、当期純利益という異質な項目が紛れ込むということを意味している。ここに「株主資本等変動計算書」の勘定理論上の問題点がある。

このような観点から既存の財務諸表を眺めてみると、貸借対照表は「親勘定」だけから構成されている財務表であり、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書は「代位勘定」だけから構成されている財務表であることが明らかになる。勘定のレベルが統一されていることも基本財務表の要件とするのであれば、現行様式の「株主資本等変動計算書」は勘定理論上は存在しえない財務表ということになってしまうのかもしれない。

## 参 考 文 献

- 上野清貴 [2001] 『キャッシュ・フロー会計論—会計の論理統合—』創成社。  
 上野清貴 [2002] 「キャッシュ・フロー会計の生成・統合論理」佐賀大学簿記論研究室編『会計測定  
 の国際的調和—簿記会計の新たな礎を求めて—』洋学堂書店, pp. 71-104.  
 鎌田信夫 [2006] 『キャッシュ・フロー会計の原理 [新版第2版]』税務経理協会。  
 企業会計基準委員会 [2005] 企業会計基準第6号『株主資本等変動計算書に関する会計基準』  
 岸川公紀 [2002] 「キャッシュ・フロー計算書の位置づけとその構造」佐賀大学簿記論研究室編『会  
 計測定—国際的調和—簿記会計の新たな礎を求めて—』洋学堂書店, pp. 105-144.  
 佐藤靖 [2008] 「直接法情報を用いたキャッシュ・フロー分析に関する一考察—主たる営業活動による  
 キャッシュ・フローの分析—」『産業経理』第68巻第1号, 2008年3月, pp. 87-96.  
 佐藤靖・佐藤清和 [2000] 『キャッシュ・フロー情報—ブームの異現象を超えて—』同文館。  
 杉本典之 [1991] 『会計理論の探究—会計情報システムへの記号論的接近—』同文館。  
 杉本典之 [2007] 「会計測定理論再考—在来の簿記理論をかえりみる—」『愛知淑徳大学論集 (ビジネ  
 ス学部・ビジネス研究科篇)』第3号, 2007年3月, pp. 33-48.  
 杉本典之・洪慈乙 [1995] 『キャッシュフロー計算書—その国際的調和化の現状と課題—』東京経済  
 情報出版。  
 染谷恭次郎 [1960] 『増補資金会計論』中央経済社。  
 渡部裕亘・片山党・北村敬子編著 [2009] 『平成21年度版新検定簿記講義3級商業簿記』中央経済社。